

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援する “事業復活支援金”が創設されました！

事業復活支援金って？



- 経済産業省が実施する給付金で、**新型コロナウイルス感染症の影響により、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者**の事業継続・回復を目的に給付。
- 農業者も含めた中小法人や個人事業者で、一定の要件を満たす方が対象。
- 給付の上限は、中小法人が最大250万円、個人事業者が最大50万円。

給付対象者の要件

- 以下の2つの要件を満たす方が対象です。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること。
(例) イベント等の中止による需要の減少
コロナによる供給の減少や流通制限
 - (2) 2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、基準期間*の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少していること。
(例) 2021年11月と2019年11月の売上高を比較して30%減少している。
- ※基準期間は以下のいずれかの期間を選択
- ①2018年11月～2019年3月
 - ②2019年11月～2020年3月
 - ③2020年11月～2021年3月

個人的な理由での休業や通常事業収入を得られない時期（農産物の出荷時期以外など）など、**新型コロナウイルス感染症の影響とは関係なく売上が減少した場合の申請は給付対象外となります。**

給付額

- 上記要件を満たす方には、下記の算式で算出された額が給付されます。

$$(\text{基準期間の売上高の合計}) - (\text{対象月の売上} \times 5)$$

- ① 個人事業者の場合の給付上限額
(50%以上：50万円、30～50%未満：30万円)
- ② 法人の場合の給付上限額

減少率	年間売上高		
	1億以下	1～5億	5億超
50%以上	100万円	150万円	250万円
30～50%未満	60万円	90万円	150万円

申請までの流れ

アカウントの申請・登録等

登録確認機関による事前確認

申請

1

事業復活支援金ホームページにアクセス
URL: <https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>
⇒『仮登録する』ボタンを押して仮登録

2

入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、本登録(マイページを作成)する

3

ホームページで登録確認機関(JA)を検索する

4

書類を用意し、登録確認機関(JA)に電話で事前予約する

5

TV会議等によりJAの確認を受ける
(当支援金は、JA等の登録確認機関による確認が必須です)

6

②で作成したマイページに連絡先や売上額などの情報を入力

7

⑥の入力が終わったら、確定申告書等の必要書類を添付

◎一時支援金または月次支援金を既に受給された方は、①～⑤のステップを省略できます

申請受付期間 2022年1月31日～5月16日

初めて申請する方は、JAなどの登録確認機関による事前確認が必要です。

申請IDを発番し、必要書類が整いましたら、下記JA相談窓口までお問い合わせください。

《JA相談窓口》

●経済部営農販売課 ●電話番号：857-9656 組織相談課 ●電話番号：857-9248

当支援金の内容に関するお問い合わせは、下記相談窓口へお問い合わせください。

《事業復活支援金相談窓口》

●電話番号：0120-789-140 (営業時間 8:30～19:00 (土日祝含む全日対応))